

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月22日
【事業年度】	第103期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 木村 恵司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3287—5100
【事務連絡者氏名】	経理部長 清沢 光司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3287—5100
【事務連絡者氏名】	経理部長 清沢 光司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 三菱地所株式会社横浜支店 （横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号） 三菱地所株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 三菱地所株式会社大阪支店 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第103期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(7) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

(訂正前)

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(7) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

欄外注記<省略>

(訂正後)

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(7) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。また、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

<省略>

当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受けられる権利並びに単元未満株式の買増しの請求をする権利以外の権利を有しておりません。

以上